**大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和６年12月分）**

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆１９　その他

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 要望者区分 | 市民 | | | | |
| 要望日 | 令和６年11月27日（水） | | 回答日 | 令和６年12月26日（木） | | |
| 標　題 | 選挙公報が自宅に届かなかった件について | | | | | |
| 要望等の 概要 | (1) 11月27日の回答で「委託事業者及び配布員への指導を徹底させるとともに、その着実な履行を市・区選管で確認してまいります。」と回答があったが、何月何日に指導を徹底したのか教えてください。  (2) またどのように誰が誰に指導を徹底したのか教えてください。  (3) 具体的な指導文書を公開してください。  (4) 着実な履行をどのように確認したのか具体的に教えてください。  (5) 11月27日の回答による地域活動協議会、連合振興町会会長、当日又は期日前投票所の投票管理者や立会人や民間従事者、区内居住職員、その他地域内で連絡可能な区民の方に対して、配布の確認を行なっているとあるが、具体的に何月何日にどの役職の人に何人確認を行なったかの文書を公開してください。  (6) また、その他地域内で連絡可能な区民の方とは、どういった方を選択基準にしているのか公開してください。  (7) 選挙公報が何故配布されていないことを調査しないのか具体的に教えてください。  (8) 選挙公報が非配布であった案件は数件確認している。区民として、選挙公報が配布されず、選挙権が侵害されたのは事実である。当日配布されても考える猶予が無かった。謝罪文を区広報誌に記載してください。  (9) 区役所への報告では、我が家に配布したとの記録はあるのか？あるなら何月何日に配布したとの報告があったのか、文書があるなら公開してください。  (10)選挙公報は公職選挙法第170条により、選挙の期日前２日までに配布するものとされているが、何故2日前までに選挙公報が配布されなかったのか。 | | | | | |
|
| 対応方針 の概要 | (1)及び(2)について  令和6年10月31日（木曜日）配布事業者に対して、住吉区選挙管理委員会選挙係長より口頭にて本事案の説明と、今後、このようなことが起こらないよう口頭にて注意喚起を行いました。  (3)について  口頭で指導を行ったため文書はありません。  (4)について  配布事業者より送られてくる配布速報により配布エリアの確認を行うとともに、行政委員会事務局選挙課からの通知に基づき、住吉区選挙管理委員会において地域活動協議会や連合振興町会の会長、当日又は期日前投票所の投票管理者や立会人や民間従事者、区内居住職員、その他地域内で連絡可能な区民の方に対して、選挙公報の配布があったかどうかの確認を行っています。  また、配布事業者において選挙公報の配布後の残数確認など、適切に配布されているかどうかの調査を行わせた上で、配布完了報告を受け、確認を行っています。  (5)について  　要望者に公開済み  (6)について  　選択基準はなく、住吉区選挙管理委員会においては、地域活動協議会や連合振興町会の会長、当日又は期日前投票所の投票管理者や立会人や民間従事者、区内居住職員を対象に調査を行いました。  (7)について  配布事業者より送られてくる配布速報により配布エリアの確認を行うとともに、行政委員会事務局選挙課からの通知に基づき、住吉区選挙管理委員会において地域活動協議会や連合振興町会の会長、当日又は期日前投票所の投票管理者や立会人や民間従事者、区内居住職員、その他地域内で連絡可能な区民の方に対して、選挙公報の配布があったかどうかの確認を行っています。  また、配布事業者において選挙公報の配布後の残数確認など、適切に配布されているかどうかの調査を行わせた上で、配布完了報告を受け、確認を行うとともに、選挙公報が届いていないとの連絡を選挙人の方から受けた場合には、速やかに配布事業者に指示し、当該選挙人の方の住所に選挙公報を配布しているため調査はいたしません。  (8)について  配布事業者の配布漏れにより、2日前までに選挙公報が配布できておらず、大変申し訳ございません。  区広報紙への記載については、住吉区広報紙「広報すみよし」掲載記事に関する運用基準に当たらないため、掲載致しません。  (9)について  令和６年10月25日（金曜日）に要望者様のお住まいのエリアの配布が完了したとの報告がありました。  なお、令和６年10月27日（日曜日）の午前1時頃に要望者様から選挙公報が届いていないとのご連絡を頂き、住吉区選挙管理委員会にてメールを確認した後、すぐに配布事業者へ連絡を行い、同日午前10時頃に配布をしたとの報告を受けました。  (10)について  配布事業者の配布漏れにより、2日前までに選挙公報が配布できていなかったことを改めて深くお詫び申し上げます。 | | | | | |
|
| 担当部署 | 住吉区役所　総務課(選挙担当) | | | | 電話 | 06－6694－9626 |